

障害のある人に対する差別をなくし共生社会を実現するための京都府条例（仮）案

第1章 総則

第2章 障害のある人への差別及び虐待の禁止

第1節 障害のある人への差別の禁止等

第2節 障害のある人への虐待の禁止等

第3節 障害のある女性への差別及び虐待の禁止

第3章 差別の事案の解決

第1節 調整委員会

第2節 相談体制

第3節 解決のための手続

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

第1節 施策

第2節 計画の策定等

第5章 障害のある人もない人も共に生きる京都府づくり推進会議

第6条 雑則

前文

誰もが皆、個人として尊重され、尊厳を持って、その人らしく豊かに生活をする権利を有している。誰もが、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、参画する権利を有している。府民一人一人が社会の一員であり、これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

ここで、京都府においては、昭和56年の国際障害のある人年を契機として、京都府では「京都府国際障害のある人年長期事業計画」（昭和57年）が策定され、国際障害のある人年のテーマである「完全参加と平等」を目指し、障害のある人施策が進められてきた。

また、福祉マップづくり、ハンディキャブ（車いすごと乗車可能な自動車）によるドアツードアの移動支援、地下鉄駅へのエレベーター設置運動、路線バス乗降口のリフト化・ノンステップ化などについては、障害のある人とその支援者による京都での運動が全国をリードして進められ、今では街づくりにとっては不可欠のバリアフリー思想となっている。

現在、京都府においては、「京都府障害のある人基本計画」（平成17～26年度）に基づき、障害のある人が地域の人々とともに、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指して、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している諸要因を除去し、障害のある人が能力を最大

限に発揮できるよう支援が行われている。

このような先人たちの運動や計画等を通じて、京都府、市町村、障害のある人関係団体・施設・事業者等が連携して取り組むことにより、かつてに比べると障害福祉サービスの提供体制は整い、障害のある人に対する理解も徐々に深まりつつある。

ところが、依然として、障害福祉サービスは十分であるとは言えず、また、社会の中で弱い立場であり、少数派である障害のある人を念頭においていない制度や商品・サービス、障害への理解不足等によって、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

辛く悲しい思いをさせられてきた障害のある人、地域で安心して暮らすことが叶わなかった障害のある人などを思い、京都府をはじめとする関係者は、これまでの障害福祉サービスの不足、障害理解の不足、障害への誤解・偏見を解消する取組の不足等によって、障害のある人が社会参加を妨げられてきたことを改めて認識し、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会となっていないことを真摯に反省すべきである。その上で、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりに向けて、障害福祉サービスを一層充実するとともに、障害に対する府民の理解を深め、社会のあり方を変えていけるよう、関係する機関や団体、そして府民が連携・協力して、まさに京都府全体で取り組んでいく必要がある。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、完全参加と平等を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人への差別及び虐待を禁止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援するための措置及び障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を定めることにより、障害のある人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって府民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 二 社会的障壁 障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- 三 差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。
- 四 不均等待遇 障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。
- 五 合理的配慮 障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために、制限の原因となる社会的障壁に対し、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。
- 六 虐待
 - ア 障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 障害のある人にわいせつな行為をすること、障害のある人をしてわいせつな行為をさせること又は障害のある人であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。
 - ウ 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - エ 障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
 - オ 障害のある人の財産を不当に処分することその他当該障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。
 - カ 保護者、養護者又は障害のある人の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害のある人が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。
- 七 障害に関連するハラスメント 障害に関連して、相手の意思に反する言葉や行為によって相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活や就労等の環境を害することにより、障害のある人の人としての尊厳を傷つけたり、障害のある人が地域で分け隔てられることなく生活し、社会参加する権利を否定する目的又は効果をもたらすこと

（基本理念）

第3条 障害のある人の差別等の解消及び共生社会の推進に係る施策は、以下の事項を基

本として行われなければならない。

- 一 自己決定の尊重 すべて障害のある人は、障害のある人でない者と等しく、どこでだれと暮らすか、どのような日常生活、社会生活を営むかについて、自らの意思で決定する権利を有するとの認識にたち、どのような状況にあってもその自己決定が合理的な理由なく否定されないこと、またその自己決定に必要な支援を受けられること。
- 二 合理的配慮の普及 障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人の日常生活又は社会生活を営む上での障壁となる社会的障壁に起因しているとの認識にたち、差別の解消のためには、その社会的障壁を取り除き、必要とされる制度の設備や支援を行うなどの合理的配慮の普及につとめること。
- 三 多様性への配慮 障害のある人は障害のある人でない者と等しく、各人が人格と個性をそなえた個人であるとの認識にたち、障害のある人への合理的配慮は各人の多様性に配慮して行われること。
- 四 固有の尊厳の尊重 障害を理由として当該障害のある人の人格の価値を著しくおとしめたり、地域で分け隔てられることなく生活し、社会参加する権利を合理的な理由なく否定する言動、行為、環境は、障害のある人の尊厳を侵害する深刻な社会的障壁の一つであるとの認識にたち、その防止に取り組むこと
- 五 障害のある女性に対する複合差別への配慮 障害のある女性に対する差別など、障害を理由とする差別と他の社会的差別が複合してあらわれる場合、差別による被害はより深刻なものとなりやすいとの認識にたち、そうした複合差別の解消の取り組みは特段の配慮をもって行われること。
- 六 性と生殖に関する権利の尊重 障害のある人が障害のない者と平等に性をもつ存在として尊重され、婚姻、生殖、子どもの養育などについて自ら選択決定し実現する権利は、地域で別け隔てられることなく生活する権利の中に当然含まれるものであり、最大限尊重されること。
- 七 インクルーシブ教育 障害を持つ府民と障害を持たない府民がそれぞれの権利を尊重し合い、共生していく社会を形成するため、人生の早い時期から、障害を持つ児童生徒と持たない児童生徒が分け隔てられることなく、できるだけ場を共有し、共に学び、共に理解しあうことのできる教育のあり方（インクルーシブな教育システム）が、本人および保護者の主体性及び個々の障害の多様性・差異を尊重しつつ、目指されること
- 八 障害及び障害のある人に対する理解 差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならないこと
- 九 府民の協力 障害のある人に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の府民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行われなければならないこと
- 十 制裁ではないこと 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと

(府の責務)

第4条 府は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害のある人基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害のある人の権利の擁護並びに障害のある人の自立及び社会参加の支援に関する施策や、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、実施するものとする。

(府と市町村との連携)

第5条 府は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人の権利の擁護並びに障害のある人の自立及び社会参加の支援に関する施策や、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念に基づき、府との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

(府民等の責務)

第7条 府民、事業者及び関係団体は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

2 府民、事業者及び関係団体は、府若しくは市町村が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障害のある人への差別及び虐待の禁止

第1節 障害のある人への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第21条までに定める差別のほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害のある人支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供を拒否し、制限し若しくはこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

2 何人も、障害のある人に対して医療を提供する場合において、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関連する事由を理由として、医療の提供を拒否し、制限し若しくはこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(商品及びサービスの提供における差別の禁止)

第12条 商品及びサービス（第12条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して商品又はサービスを提供する場合において、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関連する事由を理由として、商品又はサービスの提供を拒み、制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(労働及び雇用における差別の禁止)

第13条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関連する

事由を理由として募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し若しくは条件を課し、その他不均等待遇を行なってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 事業主は、労働者を雇用する場合において、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他合理的な理由がある場合を除き、障害及び障害に関する事由を理由として、賃金、労働時間、休日、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

（教育における差別の禁止）

第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、本人又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に必要な情報提供を行うことなく又は本人や保護者の意見を聴かず若しくは十分に尊重しないで、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部又は中学部に限る）をいう。）及び学級を決定してはならない。その他、教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある生徒が学校に入学する場合において、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関する事由を理由として不均等待遇を行ってはならず、若しくは合理的配慮を怠ってはならない。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある生徒の能力及び年齢に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関する事由を理由として不均等待遇を行ってはならず、若しくは合理的配慮を怠ってはならない。

（建築物・公共交通機関の利用における差別の禁止）

第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関連する事由を理由として、当該建築物の利用を拒み、制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観

的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害及び障害に関連する事由を理由として、当該旅客施設及び車両等の利用を拒み、制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(不動産取引、住まいにおける差別の禁止)

第16条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、障害を理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(情報の提供等における差別の禁止)

第17条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(男女などの性別による違い、家族形成における差別の禁止)

第18条 何人も、障害のある人であることを理由として、不均等待遇を行ってはならず、又は、男女などの性別による違いに基づき必要とされる合理的区別を怠ってはならない。介護等において同性の者が行うことが相当な行為について、介護等を受ける障害のある人の意思を尊重しなければならない。

2 何人も、婚姻、妊娠、出産、家事、育児等、障害のある人の家族形成及び家庭生活の場面において、障害のある人に対して不利益取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(ハラスメント)

第19条 何人も、社会のあらゆる場において、障害に関連するハラスメントを行ってはならない。

第2節 障害のある人への虐待の禁止等

第20条 (虐待の禁止)

何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

第21条 (通報)

府民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見したときは、速やかに、これを知事に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第22条 (通報を受けた場合の措置等)

府が前条第一項の規定による通報を受けたときは、府は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律などの関係法令に基づき、適切に対応を行うものとする。

第3節 障害のある女性への差別及び虐待の禁止

(障害のある女性への差別及び虐待の禁止)

第23条 何人も、あらゆる場において、不利益取扱い、又は合理的配慮を怠ること、ドメスティックバイオレンス、セクシャル・ハラスメント、虐待その他の行為により、障害のある女性に対して差別及び虐待をしてはならない。

第3章 差別等の事案の解決

第1節 相談体制

(特定相談)

第24条 何人も、府に対し、差別又は虐待に関する相談（「特定相談」という。）をすることができる。

2 府は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- 二 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 四 第37条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

(地域相談員)

第25条 府は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 一 身体障害者相談員
- 二 知的障害者相談員
- 三 精神保健福祉相談員
- 四 障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、調整委員会（第28条以下に定める調整委員会。第30条2項においても同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第29条 知事は、以下の各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対する指導及び助言
- 二 特定相談のあった事例の調査研究
- 三 第24条第2項各号に掲げる業務
- 四 第38条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第27条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

第2節 調整委員会

(調整委員会の設置)

第28条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第29条 調整委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- 二 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 第25条第2項及び第26条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(調整委員会の組織)

第32条 調整委員会は、委員30名以内をもって組織する。

(調整委員会の委員の任命等)

第31条 調整委員会の委員は、知事が任命する。

2 調整委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- 一 医療、保健、福祉、教育、雇用、商品サービス、施設管理、公共交通及び情報提供に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- 二 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- 三 学識経験者
- 四 府議会議員
- 五 その他知事が必要と認める者

3 調整委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 調整委員会の委員は、再任されることができる。

5 知事は、調整委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は調整委員会の委員に職務上の義務違反その他調整委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

(委員長及び副委員長)

第32条 調整委員会に委員長及び副委員長を置き、調整委員会の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、調整委員会の会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 調整委員会は、委員長が招集する。

2 調整委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 調整委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 調整委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。

5 調整委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、調整委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第34条 調整委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(小委員会)

第35条 調整委員会は、調整委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第36条 調整委員会の庶務は、京都府健康福祉部障害のある人福祉課において処理する。

第3節 解決のための手続

(助言又はあっせんの求め)

第37条 差別を受けたと認める障害のある人は、知事に対し、対象事案の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(事実の調査)

第38条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事

実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第39条 知事は、第37条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないことを認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

（勧告）

第40条 調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、差別をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、差別をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前条第3項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（差別の推定）

第41条 知事は、前条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者が差別をしたとみなすことができる。

(事実の公表)

第42条 知事は、第40条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 前条の規定により第40条第2項の規定の勧告を受けた者については、その旨についても公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第43条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(費用の援助)

第44条 知事は、障害のある人が、第〇条に規定する助言又はあっせんの審理及びこれらの手続を経た事案と同一案件に係る訴訟等に関して、通訳費用その他の費用を支出した場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該費用の援助をすることができる。

第4章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援

第1節 施策

(地域社会支援サービスの充実に必要な施策)

第45条 府は、障害のある人が、完全なインクルージョンの理念にのっとり、地域社会において、他と平等で自立的な生活者として受け入れられ、孤立し又は隔離されることなく生活することができるよう、個別の支援、在宅サービス、居住サービス等の地域社会支援サービスの提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の場の拡大に必要な施策)

第46条 府は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実に必要な施策)

第47条 府は、障害のある人がその能力及び特性に応じた十分な教育を受け自立した社会生活を営めるようにするため、学校におけるインクルーシブ教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(建築物・公共交通機関等のバリアフリー等の促進に必要な施策)

第48条 府は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市及び生活環境をデザインする考え方並びにバリアフリーの促進に必要な施策を講ずるものとする。

(住宅環境の整備に関する必要な施策)

第49条 府は、障害のある人が地域で自立して生活するために、事業者、障害福祉サービス事業所等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(障害の特性に応じた情報提供に必要な施策)

第50条 府は、障害のある人に対する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。

(自己の課題を主体的に解決するために必要な施策)

第51条 府は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等への参加に関する必要な施策)

第52条 府は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(市町村防災計画に関する必要な施策)

第53条 府は、障害のある人の防災、災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(政治参加に関する必要な施策)

第54条 府は、障害のある人の選挙権及び被選挙権を保障するため必要な措置を講ずるものとする。

(生殖、家族形成に関する必要な施策)

第55条 府は、障害のある人自身が望む場合、妊娠、出産、子育てを実現できる体制の整備を講ずるものとする。

(障害のある女性への複合差別解消に関する必要な施策)

第58条 府は、障害のある女性の複合的な困難が解消されるよう、障害のある女性の置かれた状況の実態調査を始めとして、基本的な責務として求められる各施策の全てに障害女性の複合的な困難を取り除くための適切な措置を取り入れることを講ずるものとする。

(ハラスメントの防止に関する必要な施策)

第57条 府は、障害のある人へのハラスメントの防止に努めるため必要な施策を講ずるものとする。

(地域間格差の是正等)

第58条 府は、この条例に基づく障害のある人の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障害のある人が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第2節 計画の策定等

(計画の策定等)

第59条 知事は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため京都府障害のある人に関する総合支援計画を策定するとともに、毎年度、障害のある人もない人も共に生きる京都府づくり推進会議に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。

(府民相互の意見交換等)

第60条 知事は、障害のある人に関する施策の課題について府民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 知事は、前項の規定により交換された意見を推進会議に報告しなければならない。

(顕彰)

第61条 府は、障害のある人に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第5章 障害のある人もない人も共に生きる京都府づくり推進会議

(推進会議の設置)

第62条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進する

ため、障害のある人もない人も共に生きる京都府づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（建議）

第63条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- 一 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
 - 二 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
 - 三 この条例の施行の状況に関する事項
 - 四 その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項
- 2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

（推進会議の組織）

第64条 推進会議は、委員35名以内をもって組織する。

（推進会議の委員の任命等）

第65条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- 一 医療、保健、福祉、教育、雇用、商品サービス、施設管理、公共交通及び情報提供に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- 二 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- 三 学識経験者
- 四 府議会議員
- 五 その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第66条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

（分科会）

第67条 推進会議に、特定の分野における第63条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定

める。

(京都府障害者施策推進協議会等との連携)

第68条 推進会議は、第63条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、京都府障害者施策推進協議会、京都府精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

(準用)

第69条 第31条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第32条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第33条の規定は推進会議の会議について、第34条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第36条の規定は推進会議の庶務について準用する。

第6章 雑則

(委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第71条 第34条(第69条において準用する場合を含む。)又は第26条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(検討)

第〇条 府は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講じるものとする。